



島根県報

平成21年3月31日（火）

第2,072号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	2
職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	(〃)	3
島根県立石見高等看護学院学則の一部を改正する規則	(医 療 対 策 課)	3
新規自営漁業者定着支援資金貸与規則の一部を改正する規則	(水 産 課)	7

【告 示】

島根県統計調査条例の規定による県統計調査の指定	(統 計 調 査 課)	7
島根県工場生産動態調査要綱の一部改正	(〃)	7
騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定の一部改正	(環 境 政 策 課)	10
土地改良区の定款変更の認可	(農 村 整 備 課)	10
県営土地改良事業の工事の完了	(〃)	10
保安林の指定施業要件の変更	(森 林 整 備 課)	11
島根県中小企業制度融資要綱の一部改正	(中 小 企 業 課)	11
障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による障害者就業・生活支援センターに係る事項の変更の届出	(雇 用 政 策 課)	11
島根県営住宅条例の規定に基づく入居者駐車場の使用料の一部改正	(建 築 住 宅 課)	12

【訓 令】

島根県公印規程の一部改正	(総 務 課)	13
島根県守衛服務規程の一部改正	(管 財 課)	15

【公 告】

臨港地区の区域の案の縦覧	(港 湾 空 港 課)	15
都市計画変更の図書の縦覧（2件）	(都 市 計 画 課)	15

【公安告示】

75歳以上の者の運転免許更新等に係る記憶機能及びその他の認知機能に関する検査に従事しようとする者に対する講習の実施	(警 察 本 部)	16
---	-----------	----

【雑 報】

島根県警察情報公開センター等設置運営要綱の一部改正	(警 察 本 部)	17
---------------------------	-----------	----

【正 誤】

平成12年12月26日付け島根県報第1,227号中	(道 路 維 持 課)	18
平成14年4月2日付け島根県報第1,356号中	(〃)	19
平成16年6月1日付け島根県報第1,577号中	(〃)	20

公布された条例等のあらまし

◇職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第29号）

1 規則の概要

平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分のうち第7号区分に主幹教諭の職務の級である特2級を加えることとした。

2 施行期日

平成21年4月1日から施行することとした。

◇職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則（規則第30号）

1 規則の概要

政策調整監、医療企画監、サブリーダー及び副課長の職を新たに設けることとした。（別表関係）

2 施行期日

平成21年4月1日から施行することとした。

◇島根県立石見高等看護学院学則の一部を改正する規則（規則第31号）

1 規則の概要

(1) 学生定員を超えて入学を許可しないこととした。（第3条関係）

(2) 夏季休業日の期間の始期を変更することとした。（第6条関係）

(3) 学院長は、単位の認定について、現に在学する学院に入学する以前に他の学校等で取得した単位を学院において取得したものとして認定することができることとした。（第16条の2関係）

(4) その他規定の整理

2 施行期日

平成21年4月1日から施行することとした。

◇新規自営漁業者定着支援資金貸与規則の一部を改正する規則（規則第32号）

1 規則の概要

新規自営漁業者の要件の一部を改正することとした。（第2条関係）

改 正 前	改 正 後
漁労技術習得研修終了時の年齢が40歳未満の者	漁労技術習得研修終了時の年齢が50歳未満の者

2 施行期日

平成21年4月1日から施行することとした。

規 則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第29号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和29年島根県規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1イの表第7号区分の項第9号中「2級」の次に「又は特2級」を加える。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第30号

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員及び職員の職の設置に関する規則（昭和31年島根県規則第85号）の一部を次のように改正する。

別表中「上席調整監」を「上席調整監」に、「研究調整監」を「研究調整監」に、「企画員」を「企画員」を「政策調整監」に、「医療企画監」に、「企画員」を

「企画員

サブリーダー に改める。

副 課 長」

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

島根県立石見高等看護学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第31号

島根県立石見高等看護学院学則の一部を改正する規則

島根県立石見高等看護学院学則（昭和53年島根県規則第84号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 進級及び卒業」を「第6章 卒業」に改める。

第3条第2項を削る。

第6条第1項第4号中「7月14日」を「7月25日」に改め、同条第2項中「学院長」を「学院の長（以下「学院長」という。）」に改める。

第16条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、単位の認定に関し必要な事項は、学院長が別に定める。

第16条の次に次の1条を加える。

（入学前の既習得単位の認定）

第16条の2 学院長は、現に在学する学院に入学する前に次に掲げる学校等において履修した授業科目について習得した単位を、当該授業科目の教育内容が学院における教育内容に相当すると認めるときは、本人の申請に基づいて学院における授業科目の履修により習得したものと認定することができる。

- (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学
- (2) 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第12条第1号の規定により指定されている歯科衛生士学校又は同条第2号の規定により指定されている歯科衛生士養成所
- (3) 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）第20条第1号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所
- (4) 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第15条第1号の規定により指定されている学校又は臨床検査

技師養成所

- (5) 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第11条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第12条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設
- (6) 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）第14条第1号又は第2号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所
- (7) 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）第14条第1号から第3号までの規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所
- (8) 義肢装具士法（昭和62年法律第61号）第14条第1号から第3号までの規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所
- (9) 救急救命士法（平成3年法律第36号）第34条第1号、第2号又は第4号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所
- (10) 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第33条第1号から第3号まで又は第5号の規定により指定されている学校又は言語聴覚士養成所

2 前項に定めるもののほか、入学前の既修得単位の認定に関し必要な事項は、学院長が別に定める。

「第6章 進級及び卒業」を「第6章 卒業」に改める。

第19条の見出し及び同条第1項中「進級及び」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 授業科目に不合格点がある者は、卒業することができない。

別表を次のように改める。

別表（第14条関係）

授 業 科 目		単 位 数	授 業 時 間 数
基 礎 分 野	自然科学	1	
	情報科学	1	
	運動生理学	1	
	現代日本語学	1	
	社会学	1	
	心理学	1	
	人間関係論	1	
	生命倫理学	1	
	環境と人間	1	
	生活科学	1	
	体育	1	
	芸術	1	
	看護英語	1	
小 計		13	360
専 門	解剖生理学Ⅰ（解剖学）	2	
	解剖生理学Ⅱ（生理学）	2	
	生化学	1	
	臨床栄養学	1	
	臨床薬理学	1	
	病理学総論	1	
	病理学各論Ⅰ（呼吸・循環）	1	

基礎 分 野	病理学各論Ⅱ（消化・代謝）	1	
	病理学各論Ⅲ（血液・免疫）	1	
	病理学各論Ⅳ（神経・運動・感覚）	1	
	病理学各論Ⅴ（排泄・生殖）	1	
	微生物学	1	
	臨床検査	1	
	リハビリテーション論	1	
	保健医療論Ⅰ（医療のあゆみと倫理）	1	
	保健医療論Ⅱ（健康支援と保健活動）	1	
	社会福祉と法規	2	
看護関係法規	1		
小 計		21	525
専 門 分 野 I	基礎看護学	11	
	看護学概論Ⅰ（看護の概念）	1	
	看護学概論Ⅱ（看護の理論）	1	
	基本技術Ⅰ（フィジカルアセスメント）	1	
	基本技術Ⅱ（安全・安楽／コミュニケーション）	1	
	基本技術Ⅲ（看護過程／記録・報告）	1	
	生活援助論Ⅰ（環境／移動・活動・休息）	1	
	生活援助論Ⅱ（清潔・衣生活）	1	
	生活援助論Ⅲ（食事／排泄）	1	
	診療援助論（与薬／検査・包帯）	1	
臨床看護総論Ⅰ（対象理解、経過別・主要症状別看護）	1		
臨床看護総論Ⅱ（治療処置別看護）	1		
小 計		11	300
臨地 実習	基礎看護学Ⅰ（日常生活援助）	1	
	基礎看護学Ⅱ（看護過程の展開）	2	
小 計		3	135
専 門	成人看護学	6	
	成人看護学概論	1	
	成人看護援助論Ⅰ（セルフマネジメントに向けての看護Ⅰ）	1	
	成人看護援助論Ⅱ（セルフマネジメントに向けての看護Ⅱ）	1	
	成人看護援助論Ⅲ（セルフケアの再獲得に向けての看護）	1	
	成人看護援助論Ⅳ（健康危機状況における看護）	1	
	成人看護援助論Ⅴ（緩和ケアを必要とする人の看護）	1	
	老年看護学	4	
	老年看護学概論	1	
	老年看護援助論	1	
老年病態論	1		
老年臨床看護論	1		
小児看護学	4		
小児看護学概論	1		

分 野	小児看護援助論Ⅰ（小児の健康生活と看護）	1	
	小児看護疾患論	1	
	小児看護援助論Ⅱ（健康障害をもつ小児の看護）	1	
	母性看護学	4	
	母性看護学概論	1	
	母性看護援助論Ⅰ（周産期の医療と看護）	1	
	母性看護援助論Ⅱ（妊娠・分娩・産褥各期、新生児の看護）	2	
	精神看護学	4	
	精神看護学概論	1	
	精神看護援助論Ⅰ（精神看護と治療的コミュニケーション）	1	
	精神看護援助論Ⅱ（精神疾患を持つ人の看護）	1	
	精神疾患論	1	
	小 計		22
Ⅱ 臨 地 実 習	成人看護学Ⅰ（健康危機状況における看護）	2	
	成人看護学Ⅱ（緩和ケアを必要とする人の看護）	2	
	成人看護学Ⅲ（セルフマネジメント・セルフケア再獲得に向けての看護）	2	
	老年看護学Ⅰ（健康障害のある老年者の看護）	2	
	老年看護学Ⅱ（在宅復帰に向けての老年者、長期療養中の老年者の看護）	2	
	小児看護学	2	
	母性看護学	2	
	精神看護学	2	
	小 計		16
統 合 分 野	在宅看護論	4	
	在宅看護概論	1	
	在宅看護援助論Ⅰ（在宅看護技術の実際）	2	
	在宅看護援助論Ⅱ（在宅看護活動の実際）	1	
	看護の統合と実践	4	
	災害看護と国際協力	1	
	看護研究	1	
	看護管理と医療安全	1	
	臨床看護の実際	1	
	小 計		8
臨地 実習	在宅看護論	2	
	看護の統合と実践	2	
小 計		4	180
総 計		98	3,015

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の日の前日において現に在学している者に係る授業科目及び授業時間数については、なお従前の例による。ただし、学院長が特に必要と認める場合においては、この限りでない。

新規自営漁業者定着支援資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第32号

新規自営漁業者定着支援資金貸与規則（平成17年島根県規則第99号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「40歳未満」を「50歳未満」に改める。

附 則

この規則は、平成21年 4月 1日から施行する。

告 示

島根県告示第240号

島根県統計調査条例（平成21年島根県条例第9号）第2条第2項の規定により指定した県指定統計調査を実施するので、同条例第3条の規定により次のとおり告示し、平成21年 4月 1日から施行する。

平成21年 3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 調査の名称

島根県工場生産動態調査

2 調査の目的

島根県の工業生産の動向を明らかにし、県経済の指標を得ること。

3 調査対象の範囲

統計法第28条及び附則第3条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件（平成21年総務省告示第175号）に掲げる大分類E－製造業に属する事業所等で、知事が指定するもの

4 報告を求める事項

製造品の生産数量、出荷数量及び在庫数量

5 基準となる期日又は期間

毎月末日

6 報告を求めるために用いる方法

調査員調査及び郵送調査

7 報告を求める期間

各月分を翌月10日までに報告

島根県告示第241号

島根県工場生産動態調査要綱（昭和33年島根県告示第975号）の一部を次のように改正する。

平成21年 3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

本則第3項を次のように改める

3 調査の範囲

調査は、統計法第28条及び附則第3条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件（平成21年総務省告示第175号）に掲げる大分類E－製造業に属する事業所等の中から知事の指定するものについて行う。

本則第5項中「申告義務者」を「報告義務者」に、「申告しなければ」を「報告しなければ」に改める。

本則第7項及び第8項中「申告義務者」を「報告義務者」に改める。

本則第9項を次のように改める。

9 統計調査員

(1) 調査に従事させるため、知事は、統計調査員を任命する。

(2) 統計調査員は、調査を行うときは、知事が別に定める証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

別記様式を次のように改める。

別記様式 (第9項関係)

(表)

写 真	発給番号
	統計調査員証 (調査名) 島根県工場生産動態調査 (氏 名)
	この者は、上記の統計調査に従事する統計調査員であることを証明する。
任命期間	年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日交付	
	島根県知事 印

(裏)

注意事項
<p>1 この調査の事務を行うときは、この証票を携帯し、必要に応じてこれを提示してください。</p> <p>2 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはなりません。</p> <p>3 この証票を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出てください。</p> <p>4 この証票は、任命期間が満了したとき、又は発行者から返納を命ぜられたときは、直ちに発行者に返納してください。</p>
島根県統計調査条例抜すい
(報告義務)
第4条 個人又は法人その他の団体は、県指定統計調査のために必要な事項の報告を求められたときは、その事項の報告を拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。
2 [略]
(罰則)
第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。
(1) 第4条の規定に違反して、県指定統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者
(2) 県指定統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者
(3)~(5) [略]
(6) 県統計調査の事務に従事する者で県統計調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をしたもの

(A列7判：横)

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

島根県告示第242号

騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定（平成12年島根県告示第204号）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表Bの項当てはめる地域の欄中「（旧加茂町の区域及び旧三刀屋町の区域を除く。）」を削り、同表Cの項当てはめる地域の欄中「（旧大東町の区域を除く。）」を削り、同表備考第2号中「、「旧加茂町の区域」、「旧三刀屋町の区域」及び「旧大東町の区域」」を削る。

島根県告示第243号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、益田市土地改良区の定款変更を平成21年3月23日付けで認可した。

平成21年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第244号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成21年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	完了年月日
益美（益田）地区（三界小隅工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業【区画整理】）	平成20年5月8日
益美（益田）地区（大峯破工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業【区画整理】）	平成20年5月8日
益美（益田）地区（板持工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業【区画整理】）	平成20年5月8日
益美（益田）地区（金ヶ峠工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業【区画整理】）	平成20年5月8日
益美（益田）地区（美濃本郷工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業【区画整理】）	平成20年5月8日
益美（益田）地区（岩栃工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業【区画整理】）	平成20年5月8日
益美（益田）地区（乙子上組嵩工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業【区画整理】）	平成20年5月8日
益美（益田）地区（七ヶ田原工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業【区画整理】）	平成20年5月8日
益美（益田）地区（西長沢工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業【区画整理】）	平成20年5月8日
益美（益田）地区（馬谷工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業【区画整理】）	平成20年5月8日
益美（美都）地区（金谷工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業【区画整理】）	平成20年5月8日
益美（美都）地区（山料工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業【区画整理】）	平成20年5月8日
益美（美都）地区（丸茂工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業【区画整理】）	平成20年5月8日
益美（匹見）地区（澄川工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成21年2月24日

島根県告示第245号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年3月31日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

益田市匹見町道川イ1335-1、イ1335-5、イ1336-1

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第246号

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

島根県知事 溝口 善兵衛

別表の注の1中「平成21年3月31日」を「平成22年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

島根県告示第247号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第35条において準用する同法第27条第3項の規定により、次のとおり障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第35条において準用する同法第27条第4項の規定により告示する。

平成21年3月31日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者の名称	事業者の住所	事務所の所在地		変更 年月日
		変更前	変更後	
社会福祉法人 希望の里福祉会	益田市高津三丁目23番1号	益田市乙吉町イ110番地1	益田市乙吉町イ336番地4 インペリアルビル1階	平成21年 4月1日

島根県告示第248号

島根県営住宅条例の規定に基づく入居者駐車場の使用料（平成19年島根県告示第11号）の一部を次のように改正し、平成21年5月1日から施行する。

平成21年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「
表浜田市の項中

— (840円)

 を
」

「

1,785円

 に改め、表出雲市の項中
」

「

— (630円)

 を
」

「

1,575円

 に、
」

「

— (945円)

 を
」

「

1,890円

 に改め、
」

「
表益田市の項中

高角団地	— (525円)
------	-------------

 を
」

「

高角団地	1,470円
------	--------

 に、
」

「

仙道団地	1,050円 (105円)
山稜団地	— (105円)

 を
」

「

仙道団地	1,050円 (105円)
------	------------------

に改める。

」

訓**令**

島根県訓令第4号

本 庁
地方機関

島根県公印規程（平成元年島根県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第13条中「、又はその旨を総合文書管理システム（島根県公文書管理規程（平成13年島根県訓令第4号）第2条第11号に規定するシステムをいう。）に登録し」を削る。

第15条の前の見出し中「印刷」を「印刷等」に改める。

第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

第17条 木材、金属その他の素材であって公印の押印及び印影を印刷することが困難なものに記載された文書については、公印の印影を使用してその印影を表示する方法で行うことにより押印に代えることができる。

2 前項の場合においては、印影使用承認願（様式第7号）により、その都度公印管守者の承認を受けなければならない。

3 第1項の規定により印影を表示させる場合には、公印管守者は、職員を立ち合わせ、印影を表示された文書の保全その他不正使用を防止する措置を講じなければならない。

別表第3中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第28号までを1号ずつ繰り上げる。

様式第6号の次に次の1様式を加える。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

島根県訓令第5号

本 庁

島根県守衛服務規程（昭和36年島根県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第4条第2項第1号中「45分」を「1時間」に改める。

第5条第1項第1号中「40時間」を「38時間45分」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

公 告

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により臨港地区を定めようとするので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該臨港地区の区域の案を公告の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成21年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 臨港地区の区域の案

港 湾 名	臨 港 地 区 の 区 域
別府港	隠岐郡西ノ島町大字別府字カド、字尾崎、字飯田、字尾ノ代、字茶山、字黒木、字宮ノ前、並びに同町大字美田字アキノ横手、字十家、字堂田、字中田、字八幡ノ前、字渡神、字カマヤ

2 臨港地区の区域の案の縦覧場所

島根県土木部港湾空港課、隠岐支庁県土整備局島前事業部及び西ノ島町役場

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成21年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

浜田都市計画道路

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に

係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成21年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
松江圏都市計画道路
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第26号

島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号）第27条の3及び75歳以上の者の運転免許更新等に係る記憶機能及びその他の認知機能に関する検査に従事しようとする者に対する講習に関する規程（平成21年公安委員会規程第4号）に基づく講習を次のとおり実施する。

平成21年3月31日

島根県公安委員会委員長 山 下 裕 國

- 1 実施する講習
75歳以上の者の運転免許更新等に係る記憶機能及びその他の認知機能に関する検査に従事しようとする者に対する講習
- 2 実施日時及び実施場所

実 施 日 時	実 施 場 所
平成21年4月22日（水） 9：30～16：30	島根県松江市打出町250番地1
平成21年4月24日（金） 9：30～16：30	島根県運転免許センター
平成21年4月30日（木） 9：30～16：30	
平成21年4月20日（月） 9：30～16：30	島根県浜田市竹迫町2385番地3
平成21年4月27日（月） 9：30～16：30	島根県西部運転免許センター

- 3 講習時間及び講習項目

講 習 時 間	講 習 項 目
9：30～11：00	高齢者と認知症の実態及び基礎理論
11：00～12：00	高齢運転者対策の概要
13：30～16：30	認知機能検査の実施方法

※ 受付時間

9：00～9：30、13：00～13：30

- 4 受講対象者
25歳以上の者
- 5 申請手続等
 - (1) 申請に必要な書類等
 - ア 講習受講申請書
 - イ 講習項目のうち「高齢者と認知症の実態及び基礎理論」及び「高齢者対策の概要」については、免除される場合は、補充講習等の修了証の写し

(2) 講習手数料

ア 講習項目のすべてを受講する場合 3,850円

イ 講習項目のうち「高齢者と認知症の実態及び基礎理論」及び「高齢者対策の概要」について、免除される場合
2,100円

(3) 申請先

島根県松江市打出町250番地1

島根県運転免許センター内 島根県警察本部運転免許課

電話：0852（36）7400

6 申請書提出期限

平成21年4月15日（水）

雑**報****島根県警察本部告示第23号**

島根県警察情報公開センター等設置運営要綱（平成13年島根県警察本部告示第88号）の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

島根県警察本部長 警視長 大 橋 亘

第5条中「午後零時15分」を「正午」に改める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

正 誤

平成12年12月26日付け島根県報第1,227号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

十 三	ペ ー ジ
二 第 島 号 九 根 の 百 県 表 六 告 中 十 示	箇 所

誤

邑智郡桜江町大字谷住郷一 三四八番一地从先から同大字 一四五三番三地从先まで		
後 B	前 B A	
五・五〇〇 三二・〇〇〇	五・五〇〇 三二・〇〇〇	三・一〇〇 八・〇〇〇
五六七・〇〇〇	五六七・〇〇〇	五六〇・〇〇〇
川本土木建 築事務所		
中小河川改修工事 上記のA及びBは関係 図面に表示する区分を いう。 ダブルウェイ解消 廃道		

正

邑智郡桜江町大字谷住郷 三四三番一地从先から同 大字一四五三番三地从先まで		邑智郡桜江町大字谷住郷 三四三番一地从先から同 大字一三八四番一地从先まで	
後 B A		前 B A	
一・〇〇〇 三八・〇〇〇	三・一〇〇 八・〇〇〇	一・〇〇〇 三八・〇〇〇	三・一〇〇 八・〇〇〇
一六九・四〇〇	一九二・一〇〇	七四五・四〇〇	七五二・一〇〇
川本土木建 築事務所			
中小河川改修工事 上記のA及びBは関係 図面に表示する区分を いう。 ダブルウェイ一部解消			

平成14年 4月 2日付け島根県報第1,356号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

九

ペ
|
ジ

の 第 島
表 四 根
中 百 県
六 告
号 示

箇

所

誤

隠岐郡西郷町大字中村字池 尻七二番一、二地先から同 大字字下荷湯谷八三〇番一 地先まで		
後		前
B	A	A
五・五〇 三二・〇〇	五・五〇 三二・〇〇	四・〇〇 三九・〇〇
一、四〇〇・〇〇	一、六二〇・〇〇	一、六二〇・〇〇

正

隠岐郡西郷町大字中村字早 椎ヶ谷ノ一七〇七番四地先 から同大字字下荷湯谷 八三〇番一地先まで		
後		前
B	A	A
五・五〇 三二・〇〇	五・五〇 三二・〇〇	四・〇〇 三九・〇〇
一、六五一・〇〇	一、八六三・七〇	一、八六三・七〇

平成16年6月1日付け島根県報第1,577号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤				正			
5	島根県告示 第602号の 表中	隠岐郡西郷町大字 飯田字立石6番1地 先から同字27番1 地先まで	A	6.50～ 22.00	260. 00	隠岐郡西郷町大字 飯田字立石8番地 先から同大字字ハ ケノ前1番1地先ま で	A	6.50～ 22.00	190. 60
			B	10.00～ 34.00	212. 00		B	10.00～ 34.00	163. 00
		隠岐郡西郷町大字 飯田字ハケノ前1 番1地先から同字 22番3地先まで	A	5.00～ 17.00	137. 00	隠岐郡西郷町大字 飯田字ハケノ前18 番5地先から同字 22番3地先まで	A	5.00～ 17.00	119. 00
			B	15.00～ 35.00	91.0 0		B	15.00～ 35.00	90.0 0
		隠岐郡西郷町大字 飯田字ハケノ前29 番4地先から同字 32番6地先まで	A	6.00～ 18.00	138. 00	隠岐郡西郷町大字 飯田字ハケノ前20 番3地先から同字 32番6地先まで	A	6.00～ 18.00	133. 00
			B	11.00～ 32.00	107. 00		B	11.00～ 32.00	105. 00
		隠岐郡西郷町大字 飯田字ハケノ前34 番4地先から同字 33番3地先まで	A	6.00～ 11.00	83.0 0	隠岐郡西郷町大字 飯田字ハケノ前34 番4地先から同字 33番3地先まで	A	6.00～ 11.00	81.5 0
			B	11.00～ 28.00	66.0 0		B	11.00～ 28.00	65.0 0
		隠岐郡西郷町大字 飯田字ハケノ前43 番1地先から同字 45番2地先まで	A	7.00～ 11.00	126. 00	隠岐郡西郷町大字 飯田字ハケノ前43 番1地先から同字 45番2地先まで	A	7.00～ 11.00	118. 50
			B	11.00～ 31.00	70.0 0		B	11.00～ 31.00	70.0 0
		隠岐郡西郷町大字 飯田字ハケノ前43 番3地先から同字 39番1地先まで	A	6.00～ 12.00	135. 00	隠岐郡西郷町大字 飯田字ハケノ前43 番3地先から同字 61番地先まで	A	6.00～ 12.00	99.2 0
			B	13.00～ 27.00	111. 00		B	13.00～ 27.00	90.0 0
		隠岐郡西郷町大字 飯田字ハケノ前59 番1地先から同字 75番2地先まで	A	6.00～ 24.00	570. 00	隠岐郡西郷町大字 飯田字ハケノ前59 番1地先から同字 75番2地先まで	A	6.00～ 24.00	480. 00
			B	13.00～ 47.00	312. 00		B	13.00～ 47.00	317. 00